

議案第52号

三朝町介護保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年5月19日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町介護保険条例の一部を改正する条例

三朝町介護保険条例（平成12年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略	附 則 (施行期日) 1 略 <u>(経過措置)</u>

(平成27年度から平成29年度までの保険料率の特例)

2 第2条第1号に掲げる第1号被保険者に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,180円とする。

2 この条例による改正後の三朝町介護保険条例第2条の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料から適用し、平成14年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。